

第4章 ごみ処理の評価と課題

第1節 ごみ処理システム分析

第3章で整理した平成19年度実績をもとに、「循環型社会の形成」（一人あたりのごみ発生量、資源化率、エネルギー回収量、最終処分率）、「地球温暖化防止」（温室効果ガス排出量）、「公共サービス」（住民満足度）、「経済性」（一人あたりのごみ処理経費、最終処分減量に要する費用）の各項目について、本市のごみ処理システムを分析しました。

また、分析結果について、本市と都市形態・人口区分・産業構造の似通った全国の35市町村（以下「類似自治体」という）の平成17年度実績との比較を行いました。

分析比較表をみると、廃棄物の発生状況（人口一人一日当たりごみ総排出量）は、類似自治体の平均を若干下回っており、減量化が行われていると評価できます。これと併せて、再生利用状況（廃棄物からの資源回収率）も類似自治体の平均より大きく、再生利用が進んでいると評価できます。

エネルギー回収・利用状況（廃棄物からのエネルギー回収量）については、現時点では本市の所有する施設において何も行われておらず評価はされていませんが、平成21年度より稼働開始する広域ごみ処理場では発電を行う予定ですので、今後はごみ処理に伴って熱回収を行っていくこととなります。

最終処分状況（廃棄物のうち最終処分される割合）は、類似自治体の平均を若干上回っており、埋立ごみに混入している可燃物や金属物等の適正分別を進めることで、最終処分率を削減していく必要があります。

温室効果ガスの排出状況（温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量）は、類似自治体の平均を若干上回っており、収集車両の適正管理及び焼却処理量の減少に努めていく必要があります。

廃棄物処理サービス状況（住民満足度）は、類似自治体の平均とほぼ同じであり、今後とも住民満足度を調査していくことが大切です。

費用対効果（人口一人当たり年間処理費用）は、類似自治体の平均とほぼ同じですが、最終処分量を減量するための費用対効果（最終処分減量に要する費用）は、類似団体の平均を上回っており、分別区分の変更等によりしばらくはこの状況が続くことが予想されます。

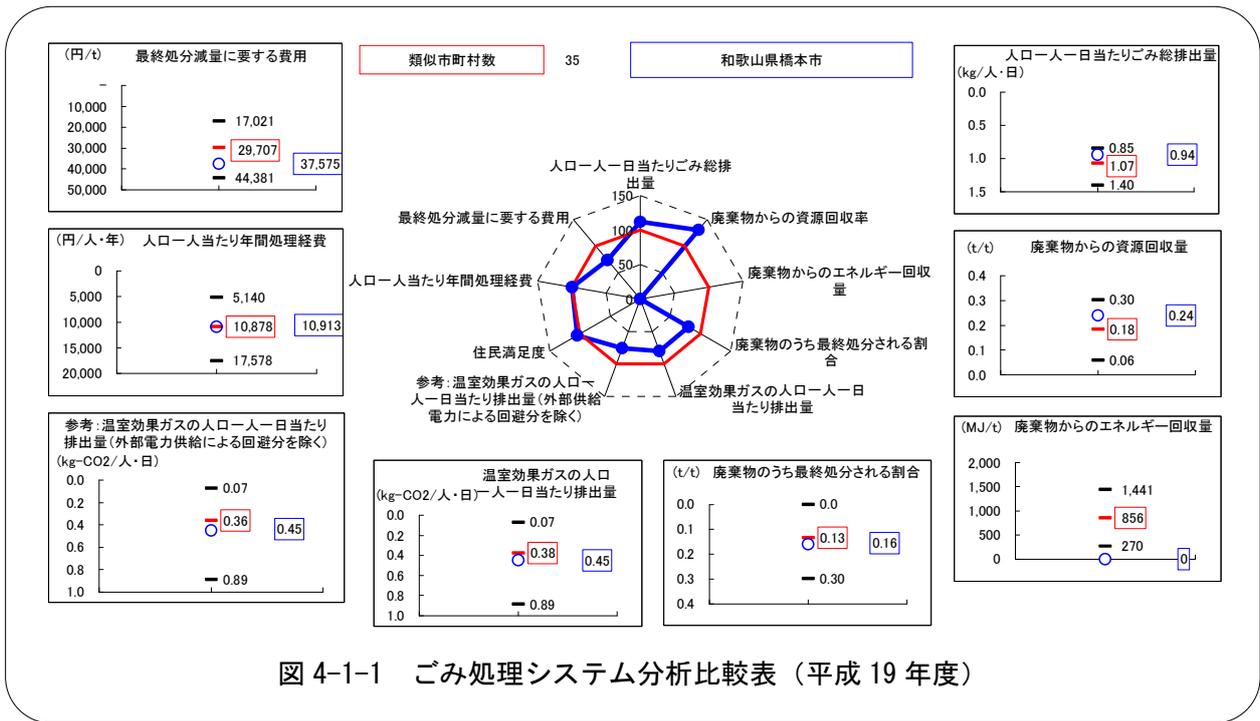


図 4-1-1 ごみ処理システム分析比較表 (平成 19 年度)

※グラフ中の青が橋本市の実績(平成 19 年度)、赤が類似市町村の平均実績(平成 17 年度)を指します。

[出典]「市町村一般廃棄物処理システム計画支援ツール Ver1.2」(財団法人日本環境衛生センター)

第2節 課題の抽出

1. ごみ処理体制

本市のごみ処理体制は、今後、ごみの収集・運搬及び最終処分については本市、焼却及びリサイクルについては橋本周辺広域市町村圏組合が主体となるため、お互いに連携し、ごみ処理に関する計画・目標の整合をとっていく必要があります。

また、本市としては、組合を構成する自治体のひとつとして、新設される橋本周辺広域ごみ処理場の適正維持、適正分別の推進、使用可能品の排出抑制を行っていく必要があります。併せて、排出量に応じた税負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、現在の指定袋の価格見直しや資源ごみ用指定袋と焼却ごみや埋立ごみ用指定袋の価格差を設けるなどにより、一層の減量化・資源化に努めていきます。

2. 収集・運搬

ごみ分別区分や収集・運搬体制については、中間処理施設が地域ごとに橋本クリーンセンター及び高野ロクリーンセンターに分かれていたため、これまで暫定的に合併前の体制を引き継いでいましたが、平成21年度の広域への移行に伴い、8月より本市で統一を図る予定となっています。

新たなごみ分別区分における適正分別を徹底するため、今後は啓発等に努めていく必要があります。

3. 中間処理

平成21年11月より本市から排出されるごみの中間処理は、かつらぎ町、九度山町、高野町とともに、橋本周辺広域市町村圏組合にて行われることとなります。

(なお、施設の稼動に先立って、試運転に伴い、平成21年8月から本市のごみ全量が橋本周辺広域ごみ処理場へ搬入されます。)

そこで、本市の中間処理施設である橋本クリーンセンター、高野ロクリーンセンターについては、広域への移行に伴い、廃止する予定となっています。

今後は施設跡地の有効利用を検討するとともに、撤去までの期間は適正に管理を行っていく必要があります。

4. 最終処分

橋本地域の埋立ごみを処分している橋本市一般廃棄物処理場は、平成 19 年度に延命化工事を行いました。残余容量はわずかとなっています。新たな最終処分場の整備には長期間かかるため、早期に整備に着手する必要があります。

新設される橋本周辺広域ごみ処理場から排出される焼却残渣については、組合において大阪湾フェニックスへ搬入されることとなります。

5. リサイクル

今後、スチール缶、破碎選別ごみ、選別ビン、ペットボトル、有害危険ごみ、その他プラ製容器包装を資源ごみとして収集し、橋本周辺広域ごみ処理場にてリサイクル（保管含む）をされることから、本市としてはこれらの適正分別の徹底に努め、ごみとして排出されたものについてはできる限り有効利用・循環利用をしていく必要があります。

また、これまでも家庭内において排出される生ごみについては、橋本市衛生自治会のもと、「ごみゼロ」を目標に地域ぐるみの取り組みが行われており、本市と協働して推進している「生ごみの堆肥化」活動が評価され、平成 20 年わかやま環境大賞も受賞していることから、今後もこれらの活動と協働を図り、支援していくとともに、コンポスト等による堆肥化の拡大を図っていきます。今後は事業系の生ごみについても減量化を推進していく必要があります。

さらに、平成 21 年 8 月から本格実施の予定である廃食用油の回収についても、啓発の充実、適正管理と有効利用の推進に努め、本市の新たな取り組みとして定着させていく必要があります。